

幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの需給計画

1 幼児期の教育・保育の推進

(1) 区域の設定

幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方を定める単位として、区域を設定します。(表1)

区域数は、隣接市町間における幼稚園や保育所の広域利用の実態に即し、8区域とします。この区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となります。なお、教育・保育施設の利用は、区域を越えた利用を妨げるものではありません。

表1 区域一覧

区域名	構成市町
賀 茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海伊東	熱海市、伊東市
駿東田方	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
富 士	富士宮市、富士市
静 岡	静岡市
志太榛原	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
中 東 遠	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町
西 部	浜松市、湖西市

(2) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策は、認定区分ごと、申込率の年度推移や市町が実施した利用希望調査等により定めます。

教育・保育の量の見込みは、市町子ども・子育て支援事業計画における数値を、区域ごとに集計した数値とします。(表2～10)

提供体制の確保方策は、原則として各年度において量の見込みを充足し、保育士の確保を進めることで、待機児童が解消できるよう、各年度における提供体制の確保方策を定めます。

表2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策(県全域)

(単位：人)

【 県全域 】			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1号認定 3歳<就学前・教育のみ	量の見込み	A	29,170	27,153	25,053	23,573	22,569
	確保方策	B=C+D	44,834	44,033	43,553	43,227	43,093
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	38,459	37,838	37,358	37,082	36,898
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	6,375	6,195	6,195	6,195	6,195
	過不足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	15,664	16,880	18,500	19,704	20,524
2号認定 3歳<就学前・保育の必要性あり	量の見込み ※1	F=G+H	39,200	38,243	36,956	36,076	35,812
	教育ニーズ (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	G	1,489	1,446	1,407	1,383	1,390
	保育ニーズ (上記以外)	H	37,711	36,797	35,549	34,693	34,422
	確保方策	I=J+K	45,286	45,308	45,487	45,635	45,756
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	J	43,643	43,667	43,845	43,993	44,113
	認可外保育施設 ※2	K	1,643	1,641	1,642	1,642	1,643
過不足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	6,086	7,065	8,531	9,559	9,944	
3号認定 0<2歳保育の必要性あり	量の見込み	M	32,244	31,847	32,243	32,119	32,078
	確保方策	N=O+P+Q	34,985	35,133	35,531	35,858	36,035
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	O	28,124	28,133	28,430	28,656	28,738
	特定地域型 保育事業所	P	5,269	5,383	5,478	5,573	5,668
	認可外保育施設 ※2	Q	1,592	1,617	1,623	1,629	1,629
	過不足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	2,741	3,286	3,288	3,659	3,957

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用する場合がある

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策(賀茂区域)

(単位：人)

【 賀茂区域 】 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1号認定 3歳以下 就学前・教育のみ	量の見込み	A	125	107	98	90	84
	確保方策	B=C+D	645	644	644	644	644
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	645	644	644	644	644
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	0	0	0	0	0
	過不足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	520	537	546	554	560
2号認定 3歳以下 就学前・保育の 必要性あり	量の見込み	F=G+H	423	379	359	347	336
	教育ニーズ ※1	G	12	10	10	11	11
	保育ニーズ (上記以外)	H	411	369	349	336	325
	確保方策	I=J+K	609	600	487	490	491
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	J	580	571	458	461	462
	認可外保育施設 ※2	K	29	29	29	29	29
	過不足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	186	221	128	143	155
3号認定 0歳以下 2歳保育の 必要性あり	量の見込み	M	251	246	245	241	234
	確保方策	N=O+P+Q	337	337	313	313	311
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	O	298	298	274	274	272
	特定地域型 保育事業所	P	39	39	39	39	39
	認可外保育施設 ※2	Q	0	0	0	0	0
	過不足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	86	91	68	72	77

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用する場合がある

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表4 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策(熱海伊東区域)

(単位：人)

【 熱海伊東区域 】 熱海市、伊東市			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1号認定 3歳以下 就学前・教育のみ	量の見込み	A	327	300	296	289	289
	確保方策	B=C+D	696	696	636	636	636
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	696	696	636	636	636
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	0	0	0	0	0
	過不足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	369	396	340	347	347
2号認定 3歳以下 就学前・保育の 必要性あり	量の見込み	F=G+H	736	679	672	660	656
	教育ニーズ ※1	G	56	57	57	58	58
	保育ニーズ (上記以外)	H	680	622	615	602	598
	確保方策	I=J+K	800	800	800	800	800
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	J	800	800	800	800	800
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
過不足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	64	121	128	140	144	
3号認定 0歳 2歳保育の 必要性あり	量の見込み	M	518	514	511	496	483
	確保方策	N=O+P+Q	566	566	577	577	577
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	O	508	508	519	519	519
	特定地域型 保育事業所	P	58	58	58	58	58
	認可外保育施設 ※2	Q	0	0	0	0	0
	過不足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	48	52	66	81	94

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用する場合がある

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表5 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策(駿東田方区域)

(単位：人)

【 駿東田方区域 】 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市 函南町、清水町、長泉町、小山町			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1号認定 3歳以下 就学前・教育のみ	量の見込み	A	4,835	4,431	4,070	3,752	3,563
	確保方策	B=C+D	9,283	8,836	8,565	8,358	8,357
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	8,360	7,913	7,642	7,435	7,434
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	923	923	923	923	923
	過不足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	4,448	4,405	4,495	4,606	4,794
2号認定 3歳以下 就学前・保育の 必要性あり	量の見込み	F=G+H	7,322	7,003	6,705	6,468	6,429
	教育ニーズ ※1	G	517	494	481	466	471
	保育ニーズ (上記以外)	H	6,805	6,509	6,224	6,002	5,958
	確保方策	I=J+K	8,200	8,123	8,175	8,128	8,188
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	J	7,615	7,540	7,591	7,544	7,603
	認可外保育施設 ※2	K	585	583	584	584	585
過不足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	878	1,120	1,470	1,660	1,759	
3号認定 0歳以下 2歳保育の 必要性あり	量の見込み	M	5,126	5,103	5,033	4,996	4,958
	確保方策	N=O+P+Q	5,826	5,810	5,861	5,873	5,866
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	O	4,716	4,700	4,751	4,763	4,756
	特定地域型 保育事業所	P	866	866	866	866	866
	認可外保育施設 ※2	Q	244	244	244	244	244
過不足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	700	707	828	877	908	

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用する場合がある

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表6 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策(富士区域)

(単位：人)

【 富士区域 】 富士宮市、富士市			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1号認定 3歳〜就学前・教育のみ	量の見込み	A	3,166	3,031	2,881	2,755	2,667
	確保方策	B=C+D	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	0	0	0	0	0
	過不足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	464	599	749	875	963
2号認定 3歳〜就学前・保育の必要性あり	量の見込み	F=G+H	3,928	3,770	3,584	3,432	3,321
	教育ニーズ ※1	G	0	0	0	0	0
	保育ニーズ (上記以外)	H	3,928	3,770	3,584	3,432	3,321
	確保方策	I=J+K	4,730	4,775	4,775	4,775	4,775
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	J	4,707	4,752	4,752	4,752	4,752
	認可外保育施設 ※2	K	23	23	23	23	23
過不足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	802	1,005	1,191	1,343	1,454	
3号認定 0〜2歳保育の必要性あり	量の見込み	M	2,811	2,700	2,650	2,571	2,499
	確保方策	N=O+P+Q	3,246	3,265	3,265	3,265	3,265
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	O	2,433	2,433	2,433	2,433	2,433
	特定地域型 保育事業所	P	482	501	501	501	501
	認可外保育施設 ※2	Q	331	331	331	331	331
過不足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	435	565	615	694	766	

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用する場合がある

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表7 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策(静岡区域)

(単位：人)

【 静岡区域 】 静岡市			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1号認定 3歳以下 就学前・教育のみ	量の見込み	A	5,216	4,922	4,614	4,419	4,314
	確保方策	B=C+D	7,092	7,041	7,041	7,041	6,937
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	6,632	6,581	6,581	6,581	6,477
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	460	460	460	460	460
	過不足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	1,876	2,119	2,427	2,622	2,623
2号認定 3歳以下 就学前・保育の 必要性あり	量の見込み	F=G+H	7,513	7,326	7,076	6,988	7,029
	教育ニーズ ※1	G	718	702	679	671	676
	保育ニーズ (上記以外)	H	6,795	6,624	6,397	6,317	6,353
	確保方策	I=J+K	9,045	9,083	9,218	9,263	9,248
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	J	9,045	9,083	9,218	9,263	9,248
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
過不足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	1,532	1,757	2,142	2,275	2,219	
3号認定 0歳以下 2歳保育の 必要性あり	量の見込み	M	6,787	6,803	6,946	6,890	6,827
	確保方策	N=O+P+Q	6,905	6,950	7,097	7,188	7,206
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	O	5,763	5,783	5,924	6,009	6,027
	特定地域型 保育事業所	P	953	953	953	953	953
	認可外保育施設 ※2	Q	189	214	220	226	226
過不足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	118	147	151	298	379	

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用する場合がある

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表8 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策(志太榛原区域)

(単位：人)

【 志太榛原区域 】			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町							
1号認定 3歳< 就学前・教育のみ	量の見込み	A	4,339	4,210	3,976	3,868	3,828
	確保方策	B=C+D	5,992	5,942	5,862	5,862	5,862
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	4,091	4,221	4,141	4,141	4,141
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	1,901	1,721	1,721	1,721	1,721
	過不足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	1,653	1,732	1,886	1,994	2,034
2号認定 3歳< 就学前・保育の必要性あり	量の見込み	F=G+H	4,438	4,326	4,117	4,024	3,972
	教育ニーズ ※1	G	186	183	180	177	174
	保育ニーズ (上記以外)	H	4,252	4,143	3,937	3,847	3,798
	確保方策	I=J+K	4,984	5,002	5,032	5,032	5,032
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	J	4,575	4,593	4,623	4,623	4,623
	認可外保育施設 ※2	K	409	409	409	409	409
過不足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	546	676	915	1,008	1,060	
3号認定 0< 2歳保育の必要性あり	量の見込み	M	4,020	4,008	4,047	3,999	3,952
	確保方策	N=O+P+Q	4,315	4,317	4,332	4,332	4,332
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	O	3,048	3,050	3,065	3,065	3,065
	特定地域型 保育事業所	P	1,065	1,065	1,065	1,065	1,065
	認可外保育施設 ※2	Q	202	202	202	202	202
過不足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	295	309	285	333	380	

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用する場合がある

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表9 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策(中東遠区域)

(単位：人)

【 中東遠区域 】			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町							
1号認定 3歳以下 就学前・教育のみ	量の見込み	A	3,489	3,209	2,925	2,817	2,746
	確保方策	B=C+D	7,261	7,012	6,946	6,883	6,823
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	7,261	7,012	6,946	6,883	6,823
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	0	0	0	0	0
	過不足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	3,772	3,803	4,021	4,066	4,077
2号認定 3歳以下 就学前・保育の必要性あり	量の見込み	F=G+H	6,029	5,963	5,766	5,483	5,285
	教育ニーズ ※1	G	0	0	0	0	0
	保育ニーズ (上記以外)	H	6,029	5,963	5,766	5,483	5,285
	確保方策	I=J+K	6,956	6,961	6,961	6,961	6,961
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	J	6,551	6,556	6,556	6,556	6,556
	認可外保育施設 ※2	K	405	405	405	405	405
過不足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	927	998	1,195	1,478	1,676	
3号認定 0歳以下 2歳保育の必要性あり	量の見込み	M	4,833	4,629	4,664	4,684	4,639
	確保方策	N=O+P+Q	5,355	5,353	5,353	5,353	5,347
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	O	4,033	4,031	4,031	4,031	4,025
	特定地域型 保育事業所	P	819	819	819	819	819
	認可外保育施設 ※2	Q	503	503	503	503	503
過不足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	522	724	689	669	708	

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用する場合がある

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表10 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策(西部区域)

(単位：人)

【 西部区域 】 浜松市、湖西市			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1号認定 3歳< 就学前・教育のみ	量の見込み	A	7,673	6,943	6,193	5,583	5,078
	確保方策	B=C+D	10,235	10,232	10,229	10,223	10,204
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	7,144	7,141	7,138	7,132	7,113
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091
	過不足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	2,562	3,289	4,036	4,640	5,126
2号認定 3歳< 就学前・保育の 必要性あり	量の見込み	F=G+H	8,811	8,797	8,677	8,674	8,784
	教育ニーズ ※1	G	0	0	0	0	0
	保育ニーズ (上記以外)	H	8,811	8,797	8,677	8,674	8,784
	確保方策	I=J+K	9,962	9,964	10,039	10,186	10,261
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	J	9,770	9,772	9,847	9,994	10,069
	認可外保育施設 ※2	K	192	192	192	192	192
過不足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	1,151	1,167	1,362	1,512	1,477	
3号認定 0< 2歳保育の 必要性あり	量の見込み	M	7,898	7,844	8,147	8,322	8,486
	確保方策	N=O+P+Q	8,435	8,535	8,733	8,957	9,131
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	O	7,325	7,330	7,433	7,562	7,641
	特定地域型 保育事業所	P	987	1,082	1,177	1,272	1,367
	認可外保育施設 ※2	Q	123	123	123	123	123
過不足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	537	691	586	635	645	

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用する場合がある

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

(3) 県の認可・認定に関する需給調整の考え方

ア 基本的な考え方

申請をした認定こども園や保育所が適格性、認可基準を満たす場合は認可・認定します。ただし、当該認定こども園や保育所が所在する区域における教育・保育施設の利用定員の総数(確認を受けない幼稚園の定員を含む)が、本計画で定める量の見込み(必要な利用定員の総数)に既に達しているか、認可・認定によってこれを超えることになると認める場合には、需給調整します。

イ 認定こども園に移行する場合の需給調整

既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、認可・認定基準を満たす限り、利用定員の総数が量の見込みを上回る場合にも、原則として認可・認定し、移行を促進します。

なお、需給調整により認可・認定できないことがないよう量の見込みに「県計画で定める数」を上乗せできますが、具体的な数値は定めず、認定こども園への移行を促進します。

(4) 幼児期の教育・保育の一体的提供

ア 乳幼児期の人格形成に向けた質の高い教育・保育の提供

乳幼児期は、人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、すべての就学前の児童に対し、幼稚園教諭や保育士等による質の高い教育・保育を十分に提供できる環境が必要です。

このため、こどもの達成感を重視した生活や遊びを支援するための知識・技術を高める幼児教育センター主催研修のほか、幼小の接続や人材育成の取組を情報共有する市町幼児教育担当者連絡会等を実施します。

イ 教育・保育施設や地域型保育事業を行う者の相互の連携

小規模保育事業等の地域型保育事業は、原則、満3歳未満の児童を対象に、少人数で保育を行います。

このため、満3歳以降の利用先となる認定こども園や保育所等との連携が円滑に行われるよう、施設確保の必要性や、連携施設がない場合に給付費が減額となることを、市町に対して周知します。

ウ 施設等利用給付の円滑な実施の確保に向けた必要な市町との連携

市町による子育てのための施設等利用給付が円滑に行われるよう、次のとおり連携します。

- 市町が行う特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示に対する県による施設等の情報提供
- 法に基づく、市町の指導等の事務執行や権限行使に際し、県と市町間での施設情報の共有のほか、県と市町による合同の立入調査や関係法令に基づく是正指導
- 市町相互や市町と県との間で、預かり保育や認可外保育施設等の基本的な情報の共有

(5) 保育従事者の必要見込数

確保方策等をもとに、こどもの年齢別における実際の職員配置割合により、保育従事者の必要見込数を算定します。(表11)

表11 保育従事者の必要見込数

(単位：人)

【 県全域 】	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
保育教諭 〈幼保連携型認定こども園〉	6,727	6,696	6,694	6,701	6,700
保育士 〈保育所等〉	10,149	10,025	10,046	10,004	9,969
幼稚園教諭 〈幼稚園、幼稚園型認定こども園〉	2,252	2,096	1,934	1,820	1,742

(6) 教育・保育情報の公表

教育・保育を提供する施設等の情報を公表することは、施設・事業の透明性を高めていくために必要です。

また、小学校就学前のこどもを持つ保護者が、教育・保育をこどもに受けさせる機会を確保するためにも施設等の情報は必要です。

このため、開所時間や利用定員、設備など施設等から報告された内容を、県ホームページで公表します。

2 放課後児童対策の推進

(1) 放課後児童クラブの量の見込みと確保方策

放課後児童クラブの量の見込みと提供体制の確保方策は、申込率の年度推移や市町が実施した利用希望調査等により定めます。(表12)

表12 放課後児童クラブの量の見込みと提供体制の確保方策

(単位：人)

【 県全域 】		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	A=B～G	39,402	39,361	39,177	39,117	38,976
小学校1年生	B	11,788	11,528	11,290	11,305	10,940
小学校2年生	C	10,950	10,829	10,549	10,295	10,239
小学校3年生	D	8,707	8,816	8,740	8,503	8,297
小学校4年生	E	4,585	4,545	4,636	4,585	4,477
小学校5年生	F	2,331	2,476	2,577	2,776	2,917
小学校6年生	G	1,041	1,167	1,385	1,653	2,106
確保方策	H	42,169	42,543	42,846	43,221	43,436
過不足 (確保方策－量の見込み)	I=H-A	2,767	3,182	3,669	4,104	4,460

待機児童の解消に向け、市町が着実に計画を推進できるよう、放課後児童クラブの運営や施設整備を支援するとともに、確保方策の拡大によって必要となる放課後児童支援員等の人材を確保するため、毎年度、養成研修や資質向上研修を実施していきます。

(2) 放課後児童支援員の従事者数

放課後児童支援員の必要見込み数を算出します。(表13)

表13 放課後児童支援員の必要見込み数

(単位：人)

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
放課後児童支援員	3,264	3,288	3,312	3,345	3,366

(3) 放課後子供教室との校内交流型(一体型)・連携型の推進

放課後等を、放課後児童クラブや放課後子供教室で安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができることが求められています。

放課後児童クラブは、共働き家庭等の児童に日々の生活や遊びの場を常時提供し、放課後子供教室は、全ての児童を対象に学習や体験活動の場を随時提供するものです。

放課後児童クラブを生活の場とする児童が、放課後子供教室の学習や体験活動に参加できるように「学校・家庭・地域連携推進委員会」において、現状を把握し両事業の連携方策の検討を行い、校内交流型(一体型)又は連携型として実施できるように取り組んでいきます。